

番号	1
項目	学校・保育所・地域で、同和・人権教育を確立するために、「なにわ人権教育ネットワーク」が果たしてきた役割とその成果について、教育委員会としての認識を明らかにされたい。また、今後も引き続き「なにわ人権教育ネットワーク」との協議を行うとともに、支援・協力を図られたい。
(回答) 「なにわ人権教育ネットワーク」は、浪速区内の学校・保育所・保護者・地域が密接に連携し、同和教育をはじめとする人権教育・啓発の推進に向けて、さまざまな取組を提案し、実現してこられました。これらの活動は、浪速区の子どもはもとより、広く区民全体への人権教育・啓発を推進してこられたものであると認識しています。 教育委員会としましては、「大阪市人権行政推進計画」「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」(平成 30 年度改訂)に示しておりますとおり、子どもの「生き抜く力」の育成をめざして、学校・家庭・地域社会が連携・協力して総合的な教育力を発揮し、地域社会の中で子どもを育てるという「教育コミュニティ」づくりは、非常に重要なことと考えております。行政、市民がそれぞれの役割を自覚しつつ協働して人権教育・啓発を継続的に推進し「人権を尊重した社会」づくりを行っていく意味でも、今後も引き続き協議をしてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	2
項目	1965 年 8 月、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的な課題である。」とした同和対策審議会の答申が出された。そして、2016 年 12 月には、現在でも部落差別が存在することを明記し、情報化が進む中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務等を明記した「部落差別解消推進法」が制定された。これらの現状から、今後の同和・人権教育の推進について、教育委員会の方針と具体的方策を述べられたい。
(回答) 本市では「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」（平成 20 年度策定）において、人権尊重の視点に立った学校教育を推進することや、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、自らの権利の行使に伴う責任について理解し、自他の人権をまもり発展させる力を育成する教育を進めることとしています。さらに、平成 30 年度に改訂した「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」において、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら計画的に取り組むことを示しています。 これらをふまえ、各学校園には「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の作成を指示し、教科や学年における目標、個別的な人権課題への取組等、具体的な内容を記載するよう示すとともに、全学校園の計画を集約し、より着実な人権教育の実施を実現すべく、進めております。 「部落差別解消推進法」は、同和問題（部落差別）の解消そのものを目的とする法律であり、すべての学校園において、発達段階に応じた取組を進めていく必要があります。その意味では、かつて同和地区を校区に含む、いわゆる「同和教育推進校」で取り組まれてきた実践は、今後、同和問題（部落差別）の解決をめざした教育の構築に大いに役立つものと認識しております。一方で、法律の条文にもあるように、いわゆる同和問題（部落差別）の態様は、インターネットの普及等により、同和対策事業が行われていた時代と変容してきているため、就学前から高校段階までの系統的な年間指導計画例・実践例「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」を作成し、教職員用ポータルサイトに掲載するなどすべての学校園で工夫しながら取り組むことができるようにしております。 また、人権教育を積極的に推進していくためには、その担い手たる教職員の人権意識の高揚を図り、さまざまな人権課題の正しい理解・認識を深めるための研修は極めて重要であります。大阪市総合教育センターを中心として、人権教育研修を進めてまいります。 教育委員会としては、今後も引き続き、「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」に基づき、各学校園が作成した「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」をその実態に応じた具体的な実践として進められるよう支援するとともに、年度末には各学校園の取組の評価を集約しまとめてまいります。そして、発行しました実践例の活用をさらに進め、より一層の人権教育の推進に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	3
項目	2016 年度に施行された、「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、そして、2023 年 6 月 23 日に施行された「LGBT 理解増進法」などを踏まえ、同和教育・人権教育の更なる充実を図るために、人権教育推進のための独立した部署を設置すべきと考えるが教育委員会の見解を述べられたい。
(回答) 国の同和对策事業特別措置法の公布・施行と同年の昭和 44 年、本市におきまして設置された「同和教育指導室」は、昭和 50 年の「同和教育企画室」、平成 10 年の「人権教育企画室」と名称を変更しながら、50 年以上にわたり、同和教育の推進・企画づくり、総合的な人権教育施策の推進を担ってきました。法期限を迎えた後、平成 12 年の、国における「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受け、平成 17 年には「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」（以下「実施計画」）を策定し、平成 20 年度から指導部内に担当グループを置いて、同和教育をはじめとする人権教育の推進に努めてまいりました。 その間、個別的な人権課題も多様化し、法務省が示す課題は 17 にまで及んでいます。また、国内法の整備もなされ、平成 28 年度には、いわゆる「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の 3 法が施行され、差別や偏見を解消する目的での教育・啓発、調査等を行うことが謳われています。そのような中、平成 30 年度に「実施計画」を改訂し、本市を取り巻く人権課題の克服にむけ、人権教育・啓発にかかる施策を総合的かつ効果的に推進しております。 また、平成 30 年に人権教育の年間指導計画例・実践例「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」を作成し、令和 2 年には、その解説概要版をはじめ、LGBT 等、他の個別的な人権課題につきましても、解説概要版・実践例を発行いたしました。令和 3 年度は「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～多文化共生～」を新たに作成し、冊子の配付や教職員ポータルサイトに掲載するなど各学校園において活用できるようにいたしました。 さらに、令和 5 年 6 月 23 日に「LGBT 理解増進法」が施行されたことを受け、学力の基礎としての人権教育の増補版（性の多様性について）を発行しているところです。 人権教育の推進には、教育委員会が各学校園の人権課題を中心的に集約し、実態に応じた方針を持って対応をすることが重要であると考えております。学校との連携をより密にし、積極的な取組が進められるよう、組織的な体制のもと人権教育の推進に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	4
項目	「大阪市人権行政推進計画」では、学校教育における人権教育の推進として、①人権尊重の視点に立った学校教育を推進する。②人権問題に対する正しい知識と認識を深めるとともに、自らの権利を行使することにもなる責任について理解し、自他の人権をまもり発展させる実践力を育成する教育を進めるとある。教育委員会として、人権行政推進計画における人権教育推進のための取り組みを、実効あるものにするための具体的方策について述べられたい。
(回答) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年度)の施行を受けて、本市では平成17年4月に「大阪市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。平成21年2月に策定された「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」においても、人権尊重の視点に立った学校教育を推進することや、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、自らの権利を行使することにもなる責任について理解し、自他の人権をまもり発展させる実践力を育成する教育を進めることとしています。 教育委員会においても平成17年12月に「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を策定し、さまざまな人権課題の解決に向けて、「カリキュラム」「教育内容」「教育方法」や「校種間・学校間の連携」「学校・家庭・地域の連携」の重要性等を示してまいりました。平成30年度4月には「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を改訂し、各学校園においてより一層の人権教育の充実を図るため、運営に関する計画と人権教育推進との関連や目標、各学年、各教科・領域における人権教育の目標を記述するなど、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら学校園での教育活動全体を通じて計画的に人権教育を行うよう指示しております。個別的な人権課題の一つ一つについても、学年別に取り上げる内容を集約するなど、その実施状況について、より具体的に把握できるようにしております。各学校園においては、この実施計画に基づき、年度当初に各学校園の実態に応じた実施計画を作成することにより、人権教育・啓発の実践を計画的・組織的に推進してきました。また、年度末評価を実施する中で、計画及び実践を真摯に振り返り、次年度へつなげるよう指導してきました。今後も引き続き、全学校園において、それぞれの実態に応じた「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の立案ならびに具体的な取組を推進するとともに、文部科学省の人権教育研究推進事業等により、人権教育の研究指定を行うことで実践例の活用を進めるなど、人権教育のさらなる推進に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話:06-6208-8128

番号	5
項目	浪速5校は、「差別の現実学ぶ」ことを基本に、被差別の子どもたちの学力向上や解放教育を中心とした人権教育の取り組みをすすめている。これらの取り組みに対する教育委員会の認識を述べられたい。また、「地対財特法」期限切れ後、一般施策を活用した支援や具体的な取り組みについて述べられたい。
(回答) 人権教育を推進していくためには、子どもの学力や生活状況、保護者や地域の実態等をふまえて課題を明らかにするとともに、「学校・家庭・地域の連携」を深めていくことが重要であると認識しております。 「なにわ人権教育ネットワーク」は、各学校が連携し、人権教育を基盤とした授業づくりを進めてこられました。子どもの学習意欲をより喚起するために、学校、家庭、地域が連携し、一人ひとりの子どもの実態を見据え、そのニーズに応じた学習指導を展開するとともに、取組に対する検証をくり返し、更なる発展的な取組につなげるという営みがなされてきています。また、その成果を全市学校園に向け積極的に発信されるなど、先進的に取り組んでいただいていると認識しております。 平成14年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が法期限を迎え、事業の対象地域としての地区指定はなくなり、特別対策としての同和対策事業は廃止されましたが、その後は一般施策の活用により、諸課題の解決に向け取り組んでまいりました。しかしながら、昨今の悪質な差別事象が後を絶たない現状、令和2年度の市民意識調査の結果、「部落差別解消推進法」、「部落差別の実態に係る調査結果報告書」等により、課題が明確に示されることから、今後、同和問題の解決、部落差別の解消に向け、取組をより一層進めていかなければなりません。 浪速区においては従前から「浪速地区人権・同和教育研究集会」等の取組を実施され、同和・人権教育の推進に多大な成果をあげてこられました。また「なにわ子ども人権文化祭」や「フレンズ・カップ・オブ・ナニワ」など、交流を通して相互に個々の人権を守り育てる区内小中学生、保護者、地域のネットワークづくりが、脈々と行われてきました。教育委員会としましても、地対財特法の法期限後も、共に取り組むべく、積極的に参画してまいりました。 今後につきましても、同和問題（部落差別）の解決に向けたこれまでの取組の成果が損なわれることのないよう、引き続き、個人としての尊厳を重んじ、個々の意見を尊重することを基盤とする総合的・体系的な人権教育の深化・充実を全市学校園において進めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	6
項目	読本「にんげん」に代わる「人権教育教材集・資料」等が各校園に配信されているが、各校での実践例や活用状況と教育委員会としての今後の具体的方針を示されたい。次に、手引書「大阪の伝統的な文化・産業を生かした教育活動のすすめ方～和太鼓等の活用を通して～」や、絵本「も～お～うしです！」等を使った教育実践について報告されたい。そして、人権教育推進の観点から、浪速の太鼓集団「怒」の実演や太鼓指導を積極的に活用されたい。
(回答) 各学校園では、「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]」、「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」等にもとづいて、『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」を作成し、さまざまな教材を活用して人権教育を推進しています。「人権教育教材集・資料」については、平成29年10月に教職員ポータルサイトへ掲載し、すべての教職員が個々の端末により活用できるようにいたしました。さらに、教育委員会としましては平成30年10月に同ポータルサイトに「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」を、令和2年9月には、その解説概要版を掲載し、同和教育の年間指導計画例、実践事例等を参考にすべての学校園で同和教育に取り組むことができるよう、配信いたしました。 指導の手引書「大阪の伝統的な文化・産業を生かした教育活動のすすめ方～和太鼓等の活用を通して～」については、SKIPポータルサイトに掲載するとともに人権教育のための教材として、手引書の趣旨に沿った実践を進めるよう各学校園に指導してきました。絵本「も～お～うしです！」は、子どもたちが自由に発想し、自ら考えるとともに、絵本を通して子どもと子ども、子どもと大人が会話をしていくことで、人と人とがつながっていくことやいのちの大切さに気づいていくことができるなど、人権教育の新しい発想を示した教材であると考えております。「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」にも絵本「も～お～うしです！」を活用した実践例を掲載しております。 また、太鼓指導はこれらの教材と関連の深い教材であり、さまざまな皮革産業や関連する地域の団体等の協力を得ながら進めていくことで、人権教育をより深めることができると考えます。「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」に太鼓指導も含めた年間指導計画例、実践事例を掲載しておりますが、今後も、さまざまな研究機関とも連携し、各学校園の実態、地域の特性に応じた人権教育の深化・充実に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	7
項目	同和教育推進校について、その名称も含めて、これまで果たしてきた成果と役割、そして今後の課題について明らかにされたい。また、同和教育推進校が、これまで培ってきた同和教育をはじめとする人権教育の取り組みが後退することのないよう、様々な施策を活用した支援を行うとともに、加配も含めた教職員の増員を行われたい。
(回答) 同和対策事業特別措置法(昭和 44 年)が施行され、平成 14 年 3 月の法期限まで学校教育分野においても、同和地区を校区に含むいわゆる「同和教育推進校」に対して、同和加配教員の配置などさまざまな同和対策事業が実施されました。そして各校においても同和・人権教育を先進的に取り組み、不登校対策や学力向上などにおいて成果をあげてまいりました。 教育委員会では、「大阪市同和教育基本計画」(平成 9 年)を策定し、同和教育をはじめとする人権教育の新たな方向を示すとともに、人権尊重の社会の確立をめざした「人権教育基本方針」(平成 11 年)を策定しました。 大阪市同和対策推進協議会意見具申(平成 13 年)では、「地対財特法が失効し、特別措置法に基づく同和対策事業の前提となる『地区指定』はなくなる」「法期限をもって、同和地区及び同和地区住民に限定した特別措置としての同和対策事業は廃止すべきであり、今後の残された課題の解決については、一般施策での対応を検討する必要がある」と示されました。 この意見具申を受け、平成 14 年 3 月末の法期限をもって、同和地区及び同和地区住民に限定した特別措置としての同和対策事業は、廃止あるいは一般施策に移行するなど円滑な収束を図っており、事業の対象地域としての地区指定はなくなりました。 同様に、教職員の同和加配につきましては、同和地区の児童生徒が在籍している学校に対して、生活指導上の課題の克服、学力の向上、進路指導の充実など同和問題（部落差別）の解決をめざして、大阪府からの配当を受けて、実施してまいりましたが、平成 13 年度末をもって、特別対策としての同和加配は終了いたしました。しかしながら、教育の分野においても、学力の課題や高校中退問題、大学等の進学率など、同和問題（部落差別）はなお解決・解消したとはいいがたく、これまでも家庭や地域との連携を深め、一人ひとりの子どもに焦点をあてた教育実践が行われてきたところです。また、インターネットを利用した差別事象等、部落差別の解消を推進し、差別のない社会の実現を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行され、各学校園においても、法律の施行をふまえ、部落差別の解消に向けた取組を進めているところです。同和問題解決に向けた取組の成果が損なわれることのないよう、引き続き、個人としての尊厳を重んじ、個々の意見・意志を尊重することを基盤とする総合的・体系的な人権教育を全市学校園において進めてまいります。 本市としては、少人数指導等を実施するための指導方法工夫改善加配や、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上の特別な配慮を行うための児童生徒支援加配等を国から確保して各学校に配置しているところであり、加配定数の増について指定都市市長会や指定都市教育委員会協議会を通じ、引き続き国に要望してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	8
項目	現在、大阪市では、すべての小中学校で給食が実施されているが、栄養教諭については国定数の配置に留まっており、すべての学校に配置されていない。 食物アレルギーの子どもへの対応や食教育の重要性から、すべての小中学校に栄養教諭を配置すべきと考えますが、教育委員会の見解を述べられたい。
(回答) 小中学校における栄養教諭は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「標準法」という。）に基づいて、学校給食単独実施校のうち、児童生徒数 550 人以上につき 1 名、550 人未満は 4 校につき 1 名を定数として措置されております。なお、給食調理民間委託校においては、学校給食の円滑な実施に向け、栄養教諭又は事業担当主事（補）を 1 名配置しております。 栄養教諭は、未配置校における食育推進のため、周辺校の巡回などを実施しております。栄養教諭の重要性は認識しておりますが、「標準法」を超える栄養職員の配置は困難な状況であり、今後とも、国による教職員定数の改善の動向を注視しながら適切に対処してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	9
項目	管理職をはじめ新規採用教職員や経験の浅い教職員に対して、人権感覚を身につけるための研修は重要な課題になっている。「大阪市人権行政推進計画」においても、「教職員が子どもたちを取り巻く状況を理解し、より一層人権感覚や豊かな感性を身につけ、資質の向上に努めるために、教職員の人権教育研修体系について、必要に応じて見直しを進め、さらなる充実を図る。」としているが、このことについて教育委員会の認識を述べられたい。また、これまでの差別事件を教訓とし、管理職をはじめすべての教職員や、業務等を委託している事業者や従事者等に対して、同和教育を中心とした人権研修を積極的に行い人権意識の向上に努めるべきと考えるが、教育委員会の認識を述べられたい。
(回答) 教職員が人権に関する知識を身に付け、人権感覚を醸成していくために、体系的に人権教育研修を実施しております。新任教員研修（１年目）４【人権教育の推進】では、基礎知識としての「人権とは何か」をテーマに、教職員地域研修推進委員会の指導教諭が講師となり、演習形式で実施しております。新任教員研修（２年目）７【地域における人権課題】では、今年度も地域の人権課題の改善に努められている方々を講師とし、教員として豊かな人権感覚を身につける機会としております。当事者の想いに触れ、市民意識調査等から同和問題（部落差別）について考える機会として、部落差別の解消に向けた教育を進めるための「全地域共通資料」の精読を事前課題として取り組ませるとともに、「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」も研修参考資料として活用しております。今年度は、リバティ大阪の資料を展示する「人権パネル展」も総合教育センターにおいて開催いたしました。また、３～５年目の教員に対しては、「学級集団づくり研修」を必修で実施しております。さらに、人権尊重の学校づくりの推進を担える中堅教員の育成をめざした「人権教育集中講座」も実施しております。令和３年度から継続して実施している管理職を含めた全教員対象の人権教育研修（必修）では、様々な人権課題について理解を深められるようにしております。 教育委員会としては、キャリアステージに応じた人権教育研修体系の充実を図るとともに、今後も人権教育の実践を通して、一人ひとりの子どもが人権に関する知的理解を深め、人権感覚を培い、自他の人権をまもり発展させる実践力を身につけることができるように、今後も人権尊重の視点に立った教職員人権教育研修の推進に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7457 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	10
項目	「浪速人権・同和教育推進協議会」や「浪速地区人権・同和教育研究集会」「皮革産業・文化啓発研究交流集会」が、これまで果たしてきた成果について、教育委員会としての認識を明らかにされたい。また、その活動を今後も継続させるために積極的な支援を図られたい。
(回答) 「浪速人権・同和教育推進協議会」は、同和問題（部落差別）を解決するために、同和教育を推進することが必要であるとの認識のもと、地域住民並びに関係機関・団体が相互に有機的な連携を図りつつ、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざした教育を推進するため、同和教育に関する調査研究と研修の充実を図ってこられました。また、同和・人権教育の推進に先進的・実践的に取り組まれ、学力向上、生活指導、健康教育、進路指導等において、大きな成果をあげてこられたものと認識しております。 「浪速地区人権・同和教育研究集会」は、昭和 60 年「部落解放浪速地区教育研究集会」として第 1 回を開催されて以来、小中学校や関係の保育所等、それぞれの組織が取組の成果を交流し、人権教育・啓発の推進を目的として取り組んでこられました。 令和 5 年度に実施された「浪速区人権・同和教育研究集会」においては、「守ろう！子どもの権利～こども一人ひとりの想いによりそって～」をテーマに開催され、戦争や紛争により尊ぶべき子どもの命が危険にさらされる中、子ども権利条約より子どもの権利について学び、子どもの権利を守ることには子どもの居場所を守ることであり、子どもの居場所を守るとは子どもの権利を守ると、改めて地域、保護者、教育現場が連携して、「全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を考える機会となりました。 「皮革産業・文化啓発研究交流集会」は、参加者がかつての「渡邊村」で脈々と受け継がれてきた産業を客観的に理解することで、一人ひとりの認識をプラスイメージへと変えていくための取組として平成 13 年 2 月に第 1 回が開催され、平成 17 年に第 3 回目の集会が開催されました。その集会は「～皮革・太鼓のまち 渡邊村・西浜・浪速の歴史から見えてくるもの～」をテーマとして開催され、教育委員会も参画してきました。 これらの取組は、人権教育・啓発の推進にあたり、大きな成果を残してきたものと認識しております。教育委員会としましても、これらの活動の実践と成果を、今後の活動への継承・発展に生かしていくことは極めて大切なことであると認識しており、今後も支援を図ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	11
項目	浪速区では、《地域の子どもは地域で育てる》という考えにもとづき、「フレンズカップオブナニワ」「なにわ子ども人権文化祭」「区長が子どもの声を聞く会」などの取り組みが実施されている。これら地域の取り組みに対する教育委員会の認識を明らかにされたい。また、これらの取り組みをより充実、発展させるためにも、今後も積極的な支援を図られたい。
(回答) 「フレンズ・カップ・オブ・ナニワ」は、浪速地区子ども会ととも立葉小学校とのバレーボール交流に始まりました。今年度も区内の小中学校が参加し、小学校ではバレーボールとドッジボール、中学校ではバレーボールとソフトボールを実施いたしました。 この大会は同和問題（部落差別）を中心とした人権啓発活動と、スポーツを通じて区内の小中学生の健全育成、そして、これまで培われてきた「人権尊重」「自己実現」をさらに発展させ「人権の町浪速区」を作ること、また、参加する子ども同士がスポーツを通じて交流を深め、協力し合える関係をつくることで地域教育コミュニティの形成をめざし、人権教育・啓発の推進に多大の成果をあげてこられました。本事業は、浪速区子ども会育成連合協議会、浪速区青少年指導員連絡協議会、各学校をはじめ地域関係団体のご協力のもとに実行委員会を組織し、平成18年度末をもって青少年会館条例が廃止されてからは、浪速区役所が実行委員会の事務局を担っております。今後もこの大会が、区内の子どもたちと地域の方々が交流しながら人権文化を守り育てていく教育コミュニティづくりの場となるよう、浪速区役所と連携を図って進めてまいりたいと考えております。 「なにわ子ども人権文化祭」では「人権」「自治」「自立」をキーワードにした文化的行事に取り組み、子どもたちが交流を深めてきました。中学校区ごとに子どもたち自身が運営委員となって主体的な取組がなされ、テーマソングを歌ったり、和太鼓の演奏をしたりする中で、各校園の幼児児童生徒の交流を通して、仲間づくりのネットワークが進み、大きな成果をあげられました。 また、浪速区におきましては、これまで「子どもたちの感性や創造性を踏まえ、人権を大切にする区政に反映する」ことを目標に、「区長が子どもの声を聞く会」を実施され、子どもたちが自らの感性で安心・安全な町に向けて意見を言うなど、子どもの視点から見た声を区政に活かす活動にも取り組んでこられました。 教育委員会としましては、これらの取組は、幼児児童生徒が主体的に活動する取組として、人権教育・啓発の深化・充実に先駆的な実践として大きな成果をあげてこられたものと認識しています。今後とも、これらの取組に対し、区役所とも連携して積極的に参画してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当（第3教育ブロック） 電話：06-6208-9036

番号	12
項目	浪速区では、人口の変動により、児童数の増加している学校と減少している学校がある。今後の学校配置の適正化について、教育委員会としての見解を述べられたい。
(回答) 本市では、有識者で構成する「大阪市学校適正配置審議会」（以下、「審議会」という。）からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定し、取組を進めております。 また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校についても小規模化の進行が見られたため、令和6年3月に審議会より「中学校の配置の適正化にかかる意見書」が提出されました。 当該意見書を踏まえ、令和6年9月開催の総合教育会議において、「一定の集団規模が確保された良好な教育環境を整えるためには、中学校についても、学校配置の適正化を進めることが必要であり、小学校と同様に規定化することが望ましい」との方向性が確認されたことから、現在規定化に向けた検討を進めております。 浪速区内では、小学校は6校のうち4校が適正規模を下回る学校となっており、また、中学校は3校のうち1校が単学級のある学校となっております。これらの学校につきましても、教育環境の早急な改善が図られるよう、学校再編整備計画を策定する等、具体的な方策を検討し、区役所及び関係局と連携して適正化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課
電話：06-6208-9111	

番号	13
項目	大阪市では、2014 年度より学校選択制を導入しているが、低学力や荒れ、地域に対する忌避意識などにより課題のある学校を避ける問題も生じている。地域での教育力の向上や通学路の安全面から、子どもは地域で育てるべきと考えるが、教育委員会としての認識を述べられたい。
(回答) 教育委員会では、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、また子どもや保護者の意向に応じていくため、学校選択制の制度化と指定外就学の基準拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を平成 24 年 10 月に策定いたしました。 この方針のもと、各区長が子どもや保護者を中心とした区民及び区内の学校長等の意見を丁寧にお聴きした上で検討を行い、区の実情や区民の意向に即した方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て、学校選択制を実施しております。 なお、学校選択制は、平成 26 年度入学者より一部の区において開始しましたが、平成 31 年度入学者からは全区で実施しております。 教育委員会としては、学校選択制において、事実と異なる風評や偏見など、いわれなき忌避意識をもって就学する学校を選ぶことはあってはならないことと考えております。 学校においては人権教育を推進するとともに、積極的な啓発活動等に継続して取り組んで行く必要があると考え、保護者に配付する学校案内等においても区役所等と連携し、啓発等の取組を引き続き進めております。 また、保護者が学校選択を行うにあたって、学校の情報を正しくご理解いただく必要があることから、学校説明会や学校公開、あるいは学校ホームページを通じて、学校の状況や取組を積極的な情報の発信に努めてまいります。 検証をもとに、学校、区、関係機関と連携を図りながら、課題解消に向けた取組を行い、子どもたちの最善の利益をはかるため、学校選択制などの就学制度がよりよい制度となるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	14
項目	浪速区では、難波支援学校となにわ高等支援学校が、旧栄小学校の跡地に開校している。これにより多くの障がいのある児童・生徒が浪速地区内を通学している。教育委員会として、障がいのある児童・生徒の通学も含めた安全確保についての具体的方策を述べられたい。また、障がい者差別解消のための人権教育・人権啓発をすすめるにあたっての具体的方針を述べられたい。
(回答) 本市では、これまで浪速地区の皆様方、関係諸機関の皆様方に多大なるご協力をいただき、もと栄小学校の校地校舎を転活用し、平成 27 年 4 月に難波特別支援学校を移転拡充するとともに、なにわ高等特別支援学校を開校し、平成 28 年 4 月 1 日、大阪府へ移管しました。 両校の開校にあたり、浪速区地域ネットワーク委員会等の皆様方の情報提供をもとに通学路を決定し、登下校時においても地域の登下校見守り隊の皆様方により、児童生徒の安全確保に対して多大なるご協力をいただきました。 また、難波支援学校、なにわ高等支援学校の敷地内に併設しております大阪市キャリア教育支援センターへ通う実習参加生徒の安全確保にもご協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。 教育委員会といたしましては、難波支援学校、なにわ高等支援学校及び地域の小中学校で学ぶ障がいのある児童生徒を含めた、通学時等の安全確保の必要性は認識しており、引き続き、支援学校を所管する大阪府教育庁はもとより、学校、保護者、地域、関係諸機関とも連携を図りながら安全管理・安全確保に努めてまいります。 障がい者の人権問題にかかわっては、平成 28 年 4 月 1 日より「障害者差別解消法」が施行され、教育委員会としても「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定し、各学校園に周知を行っています。今後も不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供がないよう、大阪府教育庁とも連携して、校長会や教頭会等で啓発活動、教職員向けの研修を継続していきます。 「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」も法律の施行を踏まえた内容に変更するため、平成 30 年度に改訂しております。今後も、障がい者の人権問題についての学習が、計画通り行われるよう支援してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話：06-6208-8128

番号	15
項目	帰国・渡日の子どもたちが、安心して学校生活が送れるために、教職員の人権意識の向上に努められるとともに、日本語指導の必要な子どもの教育センター校（日本語指導教育センター校）の増設や必要な教員の確保と備品の充実に努められたい。
（回答） 総合教育センターでは、今年度、近年増加が顕著な「日本語指導が必要な児童生徒」の現状を踏まえ、管理職を含めた全教員対象の人権教育研修（必修）において、多文化共生教育（国際理解教育）をテーマとした研修をオンデマンド配信により実施しております。また、「外国人教育主担者研修」、「日本語指導が必要な子どもの教育研修」を実施し、その内容として、大阪市における帰国・来日等の子どもの状況、編入学時の対応、大阪市の具体的な支援、学級での支援、やさしい日本語の使用、実践者による事例報告、当事者の思いを聞く機会等、幅広い内容で実施しております。さらに、オンデマンドによる研修資料の提供や教職員地域研修推進委員会の機関誌「つながり」による周知も図っております。 帰国・来日等の子どもへの日本語習得に関する支援については、令和2年度から重点施策である「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を開始し、外国から編・転入学する子どもへの支援や共生のための教育の推進を図るためのキーステーションとして市内各教育ブロックに1拠点、合計4拠点に共生支援拠点を設置しました。各拠点には、コーディネーターが常駐し、学校生活に必要な初期の日本語指導を行う日本語指導員や通訳者による学校での支援、教育相談、学校生活への円滑な接続のための初期教室である「プレクラス」等を実施しております。また、学習言語の習得を目的とし、指導・支援に取り組む専門の日本語指導員・母語支援員を活用し、教科における日本語指導に取り組むとともに、令和3年度より、母語・母文化の保障及び多文化共生教育推進のための事業を実施しております。 これまで本市がすでに取り組んできた日本語指導体制の充実についても、継承・拡大を図ってまいりました。令和6年度、センター校を新たに中学校に1校開設し、計小学校8校、中学校9校としました。また、集住地域の加配校は市内小学校11校、中学校4校としております。 平成30年9月より相談体制の充実を図るため、南小学校に設置しておりました「多文化共生教育相談ルーム準備室」につきましては、平成31年4月より新たに相談員を配置し、「多文化共生教育相談ルーム」として開設しております。多文化共生教育相談ルームでは、①学校園における多文化共生教育推進のための授業実践や指導案教材などの提供②学校園へのお便り情報の提供③関係諸機関・団体の紹介の相談など、学校関係者からの相談を受け付けています。相談ルームにおいては各校園の実践において蓄積された情報を一元化し、誰もが必要な時に活用できるよう、集約・整理・発信を進めています。 センター校及び日本語指導が必要な児童が多数在籍している小中学校においては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく基礎定数及び児童生徒支援加配を活用し、引き続き実態に応じて教員配置に努めてまいります。 また、今後とも必要数が措置されるよう、指定都市市長会や指定都市教育委員会協議会を通じ、国に対して、要望してまいります。 日本語指導が必要な子どもの教育センター校での教育環境を整えるため、運営にかかる物品をセン	

ター校の教員と調整し購入してまいります。

担当	教育委員会事務局 総合教育センター 教育振興担当	電話：06-6718-7457
	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）	電話：06-6208-8128
	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	16
項目	平和に関する指導については、過去の歴史的経過を正しく認識するとともに、人権を基本とした平和教育が各学校現場でより一層推進されるべきであると考えるが教育委員会の認識を述べられたい。
(回答) 平和に関する指導にあたっては、児童生徒の発達段階を十分考慮し、学習指導要領の趣旨と内容に基づき、各校の特色を生かして創意工夫ある教育課程を編成し、計画的・系統的に取り組まれることが大切であると考えております。 大阪市教育振興基本計画において、人権尊重の教育を基本に、持続可能な開発のための教育を具体化し、文化の多様性・国際理解などの課題について、各校が主体的に取り組を進めることができるよう環境整備の方針を示しております。 教育委員会といたしましては、各校に対して、大阪市教育振興基本計画に基づき、人権を尊重する教育の方針を設定するとともに、人権教育を計画的・組織的に実施すること等、人権教育の一層の深化・充実を図るよう指導に努めております。また、平成30年10月には「平和に関する指導の手引き」第2版を作成し、教職員ポータルサイトへの掲載により、すべての教職員が個々の端末から活用できるようにいたしました。 今後も人権を尊重する教育を推進し、さまざまな課題について学校園が主体的に取り組を進めることができるよう環境整備に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当（初等・中学校教育） 電話：06-6208-9186 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	17
項目	1997 年に起きた浪速区内での児童殺傷事件以降、地域や学校園では登下校をはじめ子どもたちの安全確保に向けた取り組みを継続している。地域の子どもの安全を確保するために、教育委員会としての具体的方策を示されたい。また、地域でのセーフティネットの機能が真に実効のあるものになるよう広範なサポート体制を確立されたい。
(回答) 平成 9（1997）年、浪速区内で発生した登校中の女子小学生が殺傷されるという痛ましい事件の教訓を風化させることなく、地域において関係機関・諸団体が連携し、子どもの安全確保に向け、さまざまな取組を進めていただいていることに対して敬意を表するところです。 教育委員会といたしましても、この事件の教訓をもとに区役所・関係各局・関係機関との連携のもと、区内の子どもの生命と安全を守るため、万全の体制がとれるよう地元の皆様の協力を得て「浪速区子ども等の生命と安全を守る対策本部」を結成し、継続して取組を進めております。 学校の安全確保につきましては、各校における防犯警備機器の整備や、大阪府警のスクールサポーターの巡回支援を実施するとともに、生活指導サポートセンターに警察経験者を配置し、各校園における安全確保のための助言を行える体制を継続して整えております。また、登下校については生活指導支援員、地域見守り隊、区役所の地域安全対策職員（安全パトロール隊）等が協力することにより、学校と地域が一体となり子どもを見守る体制の充実及び強化に努めているところです。 また、子どもの安全にかかる情報につきましては、大阪府警察本部との連携のもと「安まちメール」及び「安まちアプリ」を活用した情報配信を各校園に行っております。 さらに、低学年の児童が犯罪の被害者になりやすいことから、各校園において所轄警察署等と連携し、より具体的な状況や場面を想定した防犯訓練等を実施するとともに、校区内に関する「安全マップ」等を作成するなど、被害の抑止及び万が一の場合に対応するための指導の徹底を図っております。 今後も引き続き、教育委員会が実施している施策と、地域の皆様の取組の連携をさらに進めるとともに、関係局・関係機関との連携・協力体制が確実なものとして構築されるよう働きかけるなど、子どもの安全確保、被害の未然防止に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導） 電話：06-6208-9174 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-9185

番号	18
項目	子どもを虐待から守るために、学校・地域・警察・行政機関が連携し、緊密に連絡を取り合えるようなバックアップ体制が必要と考えるが、教育委員会の認識と具体的方策を述べられたい。また、学校園に通う子どもたちに対する育児や教育の放棄、虐待の実態を早期に把握するために、各校園に児童虐待等に対応する担当者を配置されたい。
(回答) 児童虐待の防止及び早期発見に向けて、学校園、区子育て支援室、こども相談センター、要保護児童対策地域協議会などの関係局及び関係機関が一体となり、緊密に連携することが重要であると認識しております。 本市においては、平成 17 年 6 月、教育委員会内に医師やソーシャルワーカー、臨床心理士、弁護士等の専門家で構成される「大阪市児童虐待防止支援委員会」を設置し、学校からの要請によって委員の派遣を行い、ケース検討を行うなど学校を支援する体制を整えてきました。平成 25 年度からは、名称を「第三者専門家チーム」と改め、児童虐待をはじめとする多様なケースへの助言及び支援を行っております。 児童虐待の防止について、毎年、年度当初に全教職員が共通理解のもと組織的な取組を行い、こども相談センターや区子育て支援室等の関係機関と緊密な相互連絡のうえ、情報共有のもと、今後の具体的な方向性について協議する等、必要な対応について各校園に指示しております。 あわせて、令和 2 年度より、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を全市 24 行政区すべてに学校数に応じて 1～2 名を配置しました。また、令和 5 年度より SSW の増員を行い、現在はずべての行政区に 2～4 名を配置しています。学校からの相談や派遣依頼に基づき、連携すべき関係機関等やその連携方法等について指導・助言を行っております。 今後も引き続き、児童虐待の防止及び早期発見に向け、関係局及び関係機関とのさらなる緊密な連携に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導） 電話：06-6208-9174

番号	19
項目	浪速区では、風俗浄化一掃運動や落書き一掃運動、そして夜間巡視も含めた地域防犯活動など、安心して暮らせる地域をめざす運動が進められてきたが、一方で、違法ドラッグなどの薬物が売買されるなど、子どもの安全が脅かされている現状がある。子どもたちを犯罪や危険から守るため、教育委員会としての具体的方策を述べられたい。
(回答) 浪速区においては、風俗浄化一掃運動や落書き一掃運動の取組について、各地域の方々による防犯活動等、地域が主体となり、地域を守る運動を展開されていることに敬意を表するところです。 一方で、府内における覚せい剤や大麻等違法薬物売買等の事犯発生が続き、特に若年層においては大麻事犯に加え、近年では、一般用医薬品の乱用事案が急増するなど、子どもの安全が脅かされている現状を課題として捉えております。 教育委員会としましては、関係局等との連携のもと、若年層における薬物乱用の現状と課題にかかる教職員研修の実施に加え、警察や学校薬剤師等と連携し、児童生徒に対する薬物乱用防止教室等の実施推進について取組を進めております。あわせて、薬物乱用防止に関するポスターやパンフレットの配付による啓発活動にも取り組んでいるところです。 今後も引き続き、教育委員会が実施している施策と地域の皆様の取組との連携・協力をさらに進めるよう取り組むとともに、関係各局・関係機関との連携・協力体制が確実に構築されるよう働きかけるなど、子どもの安全確保、被害の未然防止に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導）
電話：06-6208-9174	

番号	20
項目	インターネットやスマートフォンなど、SNSを利用した様々なトラブルが多発している。子どもを事件・事故から守り、インターネット上での差別投稿による被害者や加害者とならないために、教育委員会としての具体的方策を述べられたい。
(回答) 「令和5年度 パソコンや携帯電話・スマートフォン等に関するアンケート調査」を、本市の小学6年生、中学2年生を対象に実施しました。調査質問「スマートフォンを所持している児童生徒」において、「自分専用のスマートフォンを持っている」と回答した割合は、小学6年生74.3% (R4 76.4 %)、中学2年生93.0% (R4 92.4 %)でした。この結果から、小学校のうちからスマートフォンを多く使用している状況が継続していることがわかりました。 また、「学校から帰って一番長くすること」について、「インターネット」と回答した割合は、小学6年生52.0% (R4 55.6%)、中学2年生76.3% (R4 73.8%)でした。このような現状から本市として、インターネットに関わる情報モラル教育を小学校から進めているところです。各校においては、外部講師による情報モラル教室の実施を推進するとともに、保護者に向けてスマートフォン・携帯電話（以下、「スマホ等」という）の使用について子どもと一緒に話し合うことの重要性を啓発することに加え、児童生徒が主体的にスマホ等の使い方を学ぶ機会を設けるために、令和2年度より、中学校の代表生徒による「大阪市スマホサミット」を開催し、「スマホとかしこくつきあうには」をテーマに、インターネットやSNSによるトラブル回避策や、スマホ等の依存性への対策について、保護者代表 (PTA)、警察関係者、ネット関連会社、弁護士、医師等も参加して議論を交わし、こどもたちが自ら発信できるよう取り組んでいます。 インターネット上に差別的な表現が掲載されたり、正しい情報が差別的表現を使って改ざんされたりするなど悪質な書き込みが後を絶ちません。インターネット上で差別的表現や人権侵害事象が頻発している状況からも、児童生徒が容易にその情報に触れることが考えられます。学校園における「人権教育・啓発推進計画」実施計画においても、インターネットによる人権侵害について取組を進めている学校も多く、情報源や情報の確かさを検証・解釈する力、必要な情報を取捨選択する力などの育成にも取り組んでいます。 今後も引き続き、児童生徒のインターネットの利用状況についての実態把握を行い、各校の実情に応じた情報モラル教育の充実及び保護者への啓発等に取り組む、インターネットやSNS等での様々なトラブルの未然防止に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導） 電話：06-6208-9174 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-9185

番号	21
項目	今年度の部活動指導員の配置状況及び来年度の配置予定を明らかにされたい。 また、部活動指導員に対して、どのような人権研修を行っているのか述べられたい。
(回答) 令和6年10月1日現在、126校686部活動に部活動指導員を配置しています。令和7年度は、人材確保の状況、学校現場のニーズ等を検証しながら事業展開していく予定です。 部活動指導員に対しての研修については、学生に対しては、採用前に、障がい者問題、同和問題、在日韓国・朝鮮人問題、多文化共生教育、LGBTQ、体罰・暴力行為や暴言、セクシャルハラスメント、個人情報への取扱いについての総合的な人権研修を行っています。学生を含めた指導員全員に対しては、採用時、コンプライアンス研修を行い、採用後、年間4回程度の研修のうち、体罰・暴力行為・暴言等によるハラスメントなどの内容を計画的に実施しています。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-8172

番号	22
項目	学校園現場では、「校務支援パソコンの動作が遅い。」や「インターネットの接続に制限がかかる。」など、業務に影響が出ている。これについて、改善も含めて教育委員会としての見解を述べられたい。
(回答) 教員及び学校事務員が利用する教育情報利用パソコン（教職員用）及びネットワーク機器については、更新時期が到来した物から順次より高性能な機器に更新しております。加えて、ネットワークの再構築によりパソコンの動作が遅い事象については、システム上の処理の見直しやネットワーク機器の設定変更により随時改善を行っております。 インターネットの閲覧については、セキュリティ等の観点により接続制限を設けていますが、閲覧が必要なサイトについて、学校園で閲覧許可設定を実施できる運用としています。なお、YouTube サイトについて、文部科学省における研修等の動画配信や教職員の授業教材として広く利用されるようになっており、教育情報利用パソコン（教職員用）の接続制限の見直しを実施し、運用改善を行っております。 引き続き、適切な ICT 環境の構築に向け取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当 （学校園ネットワーク基盤グループ） 電話：06-6115-8081

番号	23
項目	「特別の教科 道徳」については、これまで大阪市が取り組んできた人権教育の観点から取り組むべきであると考えるが、今後の道徳教育のすすめ方について、教育委員会の認識を述べられたい。 (回答) 「特別の教科 道徳」は、小学校が平成 30 年度、中学校が平成 31 年度から実施しております。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標であると認識しております。 子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、就学前教育では、規範意識を育成することに重点を置き、小学校以降では、道徳科を要として道徳教育推進教師を中心とした指導体制のもと、教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させるよう学校の支援に努めてまいります。 また、人権教育も人権が守られた環境の中で、学校の教育活動全体を通じて行う教育であり、各教科・領域においても人権教育の視点をもって進めていくことが重要です。各校園の作成する『『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画』にも道徳における人権教育の目標を具体的に示すようにしています。「特別の教科 道徳」の内容項目には「差別や偏見のない社会の実現に努める」など人権教育と関連が深い内容もあります。 教育委員会としましては、年間計画において、道徳の教科書を中心としながら、人権教育との関連が深い教材について、より効果的と思われる教材等も活用しながら全校園において道徳教育の充実を図れるよう進めてまいります。
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当（初等・中学校教育）電話：06-6208-9186 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	24
項目	公立高校の入試に関する内申書の評価について、大阪市では、中学３年生のチャレンジテストにおいて、各教科の上位者については、評価の書き換えを行うなど問題の多い制度となっている。これについて、教育委員会としての認識と課題について述べられたい。
(回答) 中学生チャレンジテストは、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るため、併せて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評価の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供するために実施しております。 また、市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立するために実施しております。 さらに、学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、そして、生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めることを目的として実施しております。 この数年の中学生チャレンジテストによる評価の修正は極めて少数であったという結果は、教員が日々丁寧な教育活動により生徒の学習を正しく評価していると捉え、教員の学習評価を行う力は年々向上していると考えております。 生徒の学習評価に関しましては、目標に準拠した評価が導入され、指導と評価の一体化をもとに、各校において、生徒一人一人の普段の頑張りや、日々の努力を適正に評価されているものと認識しております。しかしながら、本市では、129校の中学校及び1校の義務教育学校を所管することから、各校の学習評価が公平・公正に実施され、かつ評価の妥当性や信頼性が一層担保される必要があるため、中学生チャレンジテスト（３年生）の結果から、個々の生徒の評価が教科ごとに適正な評価となるよう、全市の得点分布において評価基準を確認することとしております。 いずれにいたしましても、本市教育委員会といたしましては、今後も大阪府教育委員会と連携し生徒の適切な評価について検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当（初等・中学校教育）電話：06-6208-9186

番号	25
項目	2021 年度より、大阪府小学生新学力テスト「すくすくウォッチ」が実施されている。しかし、大阪市では、「大阪市小学校学力経年調査」や「全国学力学習状況調査」も実施しており、更なるテストの実施は、児童や教職員の大きな負担となっている。これについて、教育委員会の見解を述べられたい。
(回答) 「小学生すくすくウォッチ」につきましては、市町村教育委員会や学校が府内全体の状況との関係において教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のための PDCA サイクルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図る、そして、児童一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めるために実施しております。 「大阪市小学校学力経年調査」につきましては、児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標を持って主体的に学習に取り組めるようにするとともに、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立することを目的として実施しております。併せて、幼小中における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかねばならない力を確実に定着できるようにしながら、児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図っております。 「全国学力・学習状況調査」につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として実施しております。これらの取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立を図っております。 本市教育委員会といたしましては、児童一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えています。今年度につきましても、調査対象の児童の在籍するすべての小学校及び義務教育学校において実施しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当（初等・中学校教育） 電話：06-6208-9186

番号	26
項目	浪速区では、部落差別によって奪われた文字を取り戻すために、「なにわ読み書き教室」（識字教室）が開設されている。しかし、近年、渡日外国人による日本語習得のための受講が増加している。このことについて、教育委員会の認識と具体的方策を述べられたい。
（回答） 本市の識字・日本語教室は、様々な理由により、読み書きや日本語の会話等に不自由している人々の実生活に即した多様な基礎的学習ニーズ（日本の生活習慣や文化、生活情報、漢字の習得や文書・帳票作成、生活に必要な各種制度、それに伴う申請方法、生活に必要な社会技能など）にこたえるための開かれた成人基礎教育の場として実施しています。「浪速読み書き教室」は、毎週金曜日19時～21時、栄小学校で開催しています。 学習登録者については、令和5年度は15名（識字2名、日本語13名）令和6年度は22名（日本語学習者）となっていますが、大阪市内の令和6年3月末の外国人住民人口が約17万2,000人を超えて過去最多となる状況の中、学習希望者は急増しており、多数の方に待機していただいているところです。 こうした学習者の増加に応えるべく学習パートナーを確保するために、年2回の浪速区広報紙「広報なにわ」へのボランティア（学習パートナー）募集記事の掲載や、生涯学習センターや大阪国際交流センターでの識字・日本語交流ボランティア養成講座の開催を行うと共に、ボランティアとしての参加問合せには随時対応しています。 教育委員会では、令和5年12月に「大阪市識字・日本語教育基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、大阪市多文化共生施策推進本部のもとに「識字・日本語教育施策推進部会」を設置し、全庁的に連携しながら識字日本語教育についての取組を推進していくこととしています。 引き続き、「浪速読み書き教室」を開かれた成人基礎教育の場として安定的に実施できるよう新規ボランティアの確保など、教室活動の支援に向けた取組の充実を図ります。	
担当	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 電話：06-6539-3348

番号	27
項目	大阪市では、過去の反省において、指導要録の評価や所見への記述、出欠等の記入にあたっては、本人の不利にならないよう配慮を行ってきた。しかし、この間、記載内容の変更が行われている。このことについて、教育委員会の認識と考え方について述べられたい。
(回答) 指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立てるための原簿となるものであり、各校で学習評価を計画的に進めていくうえで重要な表簿です。新学習指導要領の実施にともない、小学校及び中学校における指導要録「様式2（指導に関する記録）」並びに「指導要録入力・取扱い上の注意」及び「指導要録抄本」の一部を改訂しております。令和2年度は小学校、令和3年度には中学校において、指導要録の評価の観点について、4～5観点を3観点に整理しております。指導要録の評定や所見への記述にあたっては、従来と認識、考え方に変更点はありません。 一方、出欠等の記入については、文部科学省から令和3年2月19日付け「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」で、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、オンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成するよう通知がありました。 また、令和3年10月1日付け「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」で、指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、指導要録「様式2（指導に関する記録）」の「出欠の記録」の備考の記載事項について、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記するよう通知がありました。 本市におきましても、上記通知に基づき、オンラインを活用した特例の授業の参加日数を指導要録様式2と別記に記載するよう通知をしております。 教育委員会といたしましては、指導要録について、引き続き文部科学省からの通知に基づいて適正に記載するよう各校への指導に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当（初等・中学校教育） 電話：06-6208-9186

番号	28
項目	2019年1月25日、中教審は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を答申した。これを受けて大阪府は、同年12月、「学校園における働き方改革推進プラン」を策定した。そして、2023年5月には、第2期「学校園における働き方改革推進プラン」を策定した。教育委員会として、このプランを実行あるものとするための具体的方策を述べられたい。
(回答) 学校園における働き方改革について、教育委員会といたしましては重要な課題であると認識しております。 これまでの取組の結果、教員の時間外勤務については、着実に減少してきているものの、長時間勤務の解消には至っておらず、これまで以上に取組を進めていく必要があることから、今般、第2期「学校園における働き方改革推進プラン」を策定したところです。 本プランに掲げた勤務時間の上限に関する基準の目標を達成するためには、計画期間内において様々な取組を進めていく必要がありますが、各学校園の状況は様々であり、全ての取組を一律の基準で進めることは困難であるため、「全学校園で一律に進める取組」、「各学校園の状況に応じて個々に進める取組」に分類し、前者は教育委員会から計画期間中における具体的な「行動計画」を示しこれまで以上に進めていくものとし、後者は「取組事例」を例示し、各学校園における状況に合わせた取組を進めていただくこととしております。 今後、時間外勤務の状況や、各取組の状況について、定期的に検証を行い、長時間勤務の解消に向けて取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	29
項目	教員の長時間勤務を解消するためには、学校事務職員をはじめ栄養教諭など専門職の加配が必要であるとするが教育委員会の見解を述べられたい。
(回答) 学校事務職員及び栄養教諭の配置につきまして、「標準法」を超える配置は困難な状況であります。 教員の長時間勤務を解消するための取組としましては、教員の負担軽減対策の観点から、授業以外のさまざまな業務（学習プリントの印刷や学校行事の準備作業など）を補助的に行うスクールサポートスタッフを学校に配置することで、長時間勤務の解消をめざすこととしております。令和6年度においては、昨年度よりも配置時間数を拡充した内容で、全校配置分の予算を確保しております。 今後とも、国による教職員定数の改善の動向を注視しながら適切に対応してまいります	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	30
項目	教員免許更新講習は廃止されたが、文部科学省は、教員研修の記録を義務付けるとしている。教員の研修及び研修記録等については、できるだけ教員の負担にならないようにすべきと考えるが、教育委員会の見解を述べられたい。
(回答) 総合教育センターや教育委員会事務局主催の教員研修及び研修記録について、令和4年度より「マイ・ラーニング・レコード」(研修受講システム、通称「My・reco (マイ・レコ) 」) を活用し、教員がシステム上で研修申込や申込後の研修受講日の変更、オンデマンド視聴を自校でできるとともに、研修受講履歴については、自動で記録できるようにしており、教員の負担軽減を図っています。 今後も、「My・reco (マイ・レコ) 」を活用し、研修の受講及び研修受講履歴の記録に係る教員の負担軽減をさらに図ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7467

番号	31
項目	教特法第 22 条第 2 項に基づく研修については、教員の資質向上を図るため積極的に取得するよう働きかけられたい。
(回答) 教員が、絶えず教養を深めながらその職務を遂行するためには、研修が奨励され教員一人一人の資質向上等に有効かつ積極的に活用されなければならないと認識しております。教育公務員特例法第 22 条第 2 項の規定に基づく研修（以下「承認研修」という。）の実施にあたっては、法の趣旨を十分に踏まえつつ、承認研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、制度の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たす必要があることから、平成 22 年 7 月に「教育公務員特例法第 22 条第 2 項の規定に基づく研修の取扱いについて」を定め、その適切な実施に努められるよう通知しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9059

番号	32		
項目	オンライン学習は、不登校児童生徒や災害時における児童生徒とのコミュニケーションを図る通信機器として重要であるが、各学校園での通信環境が十分でなく、教職員のスキルの問題も解消されていない。通信環境の抜本的な改善と教職員へのサポート体制が必要であるとするが教育委員会の見解を求める。		
	(回答) 校園ネットワーク環境の抜本的な改善策としましては、令和3年度末までに教育情報ネットワークの再構築を実施し、通信環境を一定改善したものです。今後も引き続き、校内ネットワーク環境については検証してまいります。 また、令和6年度についても、学校におけるICT活用が円滑に進むよう、引き続きICT教育アシスタントによる訪問支援を実施しているところです。今後も学習者用端末の運用にあたり適切な支援体制について、引き続き検討してまいりたいと考えております。		
担当	教育委員会事務局	教育政策課 (教育 DX 推進)	電話：06-6208-9037
	教育委員会事務局	学校運営支援センター 給与・システム担当	電話：06-6115-8081
	教育委員会事務局	総合教育センター 教育振興担当 (ICT 推進)	電話：06-6718-7471

番号	33
項目	たんの吸引や人工呼吸器、胃ろうといった医療的ケアが必要な子どもたちを支援する「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が、2021年9月18日に施行された。医療的ケア児の保育・教育を保障するために、医療的ケア児のいる学校園に看護師を配置すべきと考えるが教育委員会の見解を求める。
(回答) 本市では、従来より、医療的ケアが必要な児童生徒が安心・安全に地域の小中学校及び義務教育学校へ通学するために看護師の配置事業に取り組んでおります。 医療的ケアの実施に向けては、保護者からの聴き取りや主治医面談等を通して、学校における医療的ケアの内容について確認したうえで、学習をはじめとする学校生活の様々な状況に応じた支援等、地域の小中学校及び義務教育学校で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、保護者の負担軽減のため、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備に取り組んでおります。看護師の配置につきましては、小中学校及び義務教育学校で学ぶ医療的ケアの必要な児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるよう適切な配置に努めております。 また、平成31年3月20日付け文部科学省通知「学校における医療的ケアへの今後の対応について」に基づき、教育委員会として小・中学校及び義務教育学校の教員に対し、たんの吸引等（特定の者対象）の医療的ケアの研修を実施しております。 教育委員会としては、医療的ケアの必要な幼児児童生徒の把握を校園長を通じて行い、医療的ケアの実施に関する校園内体制の整備に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	34
項目	浪速区では外国にルーツを持つ子どもが増えている。母語や文化等が違う中で、配慮が必要と思われる子どもやその保護者が適切な関係機関に繋がることができているのか。教育委員会の認識と具体的方策を述べられたい。
(回答) 本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努め、児童生徒や保護者の意向を尊重し、学校、保護者、関係機関等が連携を図り、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応えられるよう丁寧な状況把握に努めております。 教育委員会では、就学相談員等が相談に応じております。具体的にどのような学びの場が適正かは、通常区域の学校が相談窓口となり、学校生活の相談や障がい状況に応じた必要な指導・支援などの情報提供を行ってまいります。 また、令和2年度より外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業を実施し、日本語指導の保障、母語・母文化の保障、多文化共生教育の推進に取り組んでおります。日本語指導が必要な児童生徒の編・転入学の際には、初期対応を行い、児童生徒が日本の学校生活や学習に適応し、主体的に生活できることを目的に、生活背景、在留国の文化的背景や学校事情等について保護者や児童生徒から聞き取りを行っております。懇談や教育相談では通訳者の派遣やリモート通訳を活用し、円滑なコミュニケーションが図れるよう努めています。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-9185

番号	35		
項目	市立幼稚園に事務職員と管理作業員を配置するとともに、事業担当主事（補）を増員されたい。また、現在の配置状況について教育委員会の見解を求める。		
（回答） 本市幼稚園におきましては、事務業務と教育環境整備をあわせて担うことのできる事業担当主事（補）の配置を進めております。国費の負担がない中ではありますが、今年度は全幼稚園に１名の事業担当主事（補）の配置を行っております。今後とも引き続き、実態に応じて適切な職員配置に努めてまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当		電話：06-6208-9121

番号	36
項目	障がいのある園児がいる市立幼稚園に対して、担当教諭を配置すること。 また、支援を要する園児に対する介助サポーターの勤務日数を大幅に増やすとともに増員を図ること。
(回答) 教育委員会としましては、これまで支援を要する幼児への対応として、平成 28 年度より、障がいのある幼児の受け入れ、及び保育の充実を図るため、保育中の特別支援教育から、保育後の預かり保育までを担当する支援担当講師（フルタイム）を全園に配置しております。 また、支援を要する幼児の状況や在籍数など、園全体として必要な支援の状況を精査し、園全体の状況を総合的に判断して、幼稚園介助サポーター（以下「介助サポーター」という。）を配置しております。 さらに、令和 3 年度からは、特別支援加配として 3 名の常勤講師を配置し、3 園分の介助サポーター予算を他園に割り振ることで、可能な限り、介助サポーターの配置日数の拡充に努めているところです。 教育委員会としましても、支援を要する幼児の割合が年々増加している状況は十分に認識しております。引き続き、各園の実態を精緻に把握し、質の高い幼児教育の維持と更なる幼児教育の充実に向け、関係先と連携を図りながら、必要な予算の確保等に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06－6208－9125

番号	37
項目	教員の大量採用により若年層の教員が増え、育児をしながら勤務をしている教員が多くいる。しかしながら、小学校就学以降の育児に関する制度がなく勤務に支障をきたす状況にある。教育委員会として早急に制度改正を行うよう求める。
(回答) 本市では、職員の多様な働き方のニーズに対応するため、仕事と育児の両立支援に係る環境を整備する目的から令和6年2月に育児に関する制度を拡充しました。 育児職免について、中学校（これに相当するものを含む。）就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、通勤事情等により育児のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、勤務時間の始め又は終わりもしくはその両方の時間帯において、1日の合計が2時間を超えない範囲内で、10分単位又は15分単位で職務を免除することができます。 また、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のために勤務しないことが相当であると認められる場合、4月1日から翌年3月31日までの間につき、5日を超えない範囲内で、1日単位又は1時間単位で休暇を取得できます。 以上のように育児をしながら勤務する教員が勤務に支障をきたすことのないよう勤務条件制度を整備しています。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9059 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	38
項目	教員採用試験の受験倍率が、ここ数年低迷している。 優秀な教員を採用するための具体的方策を述べられたい。
(回答) 本市では、優秀な教員を採用するために、現職講師や教諭・社会人の経験者に対し一定のテストを免除する特例制度、英語の資格やボランティア活動等に対する加点制度及び大学推薦特別選考特例など、様々な加点・特例制度を設けるとともに、その内容を大学等へ広く周知するよう努めてまいりました。 また、令和7年度採用選考テストからは、育児や介護などを理由として離職した正規任用の教諭等を対象とした教諭経験者特別選考を新設、受験生の負担軽減のため小学校実技の廃止や、大学推薦特別選考特例の対象となる校種・教科や推薦人数の拡大を行っております。 今後も、大学等と連携を図りながら出願者の動向をより精緻に把握しつつ、これまでの採用選考テストの加点・特例制度等の検証を行い、優秀な教員を採用するための制度設計や取組を進めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話:06-6208-9123

番号	39
項目	来年開催される2025 大阪・関西万博に多くの学校が学校行事として参加を予定しているが、交通手段や昼食場所、下見の時期などの不安材料が多くある。 児童生徒にとって安全・安心が確保されることが大切と考えるが、教育委員会の見解を求める。
(回答) 2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業への学校単位での参加における来場日時や交通手段、昼食場所、下見の日程については、大阪府教育庁が委託する招待事業事務局によって調整が図られております。 大阪府教育庁の説明によると、来場日時と駅シャトルバスを除く交通手段の調整結果については、令和6年12月上旬に各校へ通知される予定です。その後、団体休憩所とパビリオンの予約希望調査が実施され、調整結果については、令和7年1月下旬以降に各校へ通知される予定です。 また、下見実施時期については、令和6年12月中旬に、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会より詳細が発表され、招待事業事務局によって調整が図られる予定です。 教育委員会といたしましては、大阪府教育庁や関係機関と連携しながら情報収集を行い、2025年日本国際博覧会への児童生徒の安全な参加について、各校が引き続き検討できるように支援してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当（初等・中学校教育）電話：06-6208-9186

番号	40
項目	万博会場に対して土壌汚染が一部報道で指摘されているが、児童生徒の健康面を含めた安全対策や熱中症対策について教育委員会の見解を求める。また、配慮やケアが必要な児童生徒が安心して行事に参加できるための具体的方策を明らかにされたい。
(回答) 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会の説明によると、会期中には、メタンガス等の発生に対する安全対策及びガス濃度測定、環境省の「夏季のイベントにおける熱中症ガイドライン 2020」に基づいた来場者への情報提供及び暑熱環境対策が実施されることになっております。会場内には医師及び看護師が対応する診療所が 3 か所、看護師が対応する応急手当所が 5 か所設置され、児童生徒の症状が重篤な場合には、会場内に配置された救急車によって場外の病院へ搬送される予定です。 また、大阪府教育庁の説明によると、2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業への学校単位での参加においては、配慮や医療的ケアを要する児童生徒の安全確保に必要な人員については、教職員だけではなく、看護師や保護者等も含めて、学校長の判断で付き添いとしての申告ができることになっております。 教育委員会といたしましては、大阪府教育庁や関係機関と連携しながら情報収集を行い、2025 年日本国際博覧会への児童生徒の安全な参加について、各校が引き続き検討できるように支援してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当（初等・中学校教育）電話：06-6208-9186

番号	41
項目	万博会場でのパビリオンには、多くの来場が予測されるが、児童や生徒が希望するパビリオンに入ることができるのか。また、優先的に入ることができるのか教育委員会の見解を求める。
(回答) 2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業における予約が必要なパビリオンの見学については、大阪府教育庁が委託する招待事業事務局によって、各校が希望する学習テーマに応じたパビリオンの予約調整が図られることになっております。 教育委員会といたしましては、大阪府教育庁や関係機関と連携しながら情報収集を行い、2025 年日本国際博覧会への児童生徒の安全な参加について、各校が引き続き検討できるように支援してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当（初等・中学校教育）電話：06-6208-9186